

(改正後全文)

施工体制確認調査基準

1 判定方法等

(1) 施工体制台帳の写しと下請契約書の写しの確認（試行要領第8条3項）

① 下請負人の確認

工事執行権者は、入札時に提出された工事費内訳書（様式1号）に記載されている下請負人名が施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しの一次下請負人名に記載されていることを確認する。

また、一次下請負人名がない場合は、下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）によりその理由について確認し、合理的な理由がない場合は、当該下請負人の下請負について、速やかに是正を指示するとともに再提出を求めるものとする。

なお、工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請負金額の増加分に相当する工事量増加等の相応の理由があること等により新たな下請人が増える場合は除く。

② 下請金額の確認

工事執行権者は、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しにおける下請負代金額が、入札時に提出された工事費内訳書（様式1号）に記載されている下請負人の予算額を下回っていないことを確認する。下請負代金額が下請負人の予算額より下回る場合は、下請工種内訳変更書（様式2-1号）及び下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）によりその理由について確認し、合理的な理由がない場合は、当該下請負人の下請負について、速やかに是正を指示するとともに再提出を求めるものとする。

③ 下請工事内容の確認

工事執行権者は、入札時に提出された下請工種内訳書（様式2号）に記載されている下請負人の工事内容が、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しにおける工事内容と同じであることを確認する。下請負人の工事内容に変更・追加がある場合は、下請工種内訳変更書（様式2-1号）及び下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）によりその理由について確認し、合理的な理由がない場合は、当該下請負人の下請負について、速やかに是正を指示するとともに再提出を求めるものとする。

④ 下請金額総額の確認

工事執行権者は、工事着手後に下請割合の大幅な増加を行うことのないよう、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しにおける下請金額の総額が、入札時に提出された工事費内訳書（様式1号）に記載されている下請金額の総額に対し、下請金額の増加分が3割以上の増加がないかどうかについて確認する。

3割以上の増加がある場合は、工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請負

額の増加分に相当する工事量増加等の相応の理由がある場合等を除き、速やかに是正を指示するとともに再提出を求めるものとする。

(2) 下請負報告書等の確認（試行要領第8条5項）

工事執行権者は、完成検査後に提出される下請負報告書について、上記（1）により確認された内容により下請金額が適正に支払われているかどうかについて確認する。

なお、適正に支払われていない場合には、落札業者について入札参加資格制限の対象とすることができる。